

令和6年6月7日

木更津市議会議長 鶴岡 大治 様

基地政策特別委員会

委員長 斉藤 高根

視 察 結 果 報 告 書

本委員会は、所管事項調査のため行政視察を実施したので、その概要を報告します。

記

1. 期 日

令和6年5月9日（木）～10日（金）

2. 視 察 地

(1) 佐賀県佐賀市

(2) 佐賀空港

3. 調査事項

(1) 佐賀駐屯地（仮称）設置に係る市の対応について（佐賀市）

(2) 佐賀駐屯地（仮称）について（佐賀空港）

4. 参 加 者

(1) 委 員

斉藤 高根 竹内 伸江 重信 文彦 安藤 順子

齊藤 秀樹 永原 利浩

(2) 執行部

企画部企画課 係長 青木 講士

(3) 随 行

局次長 高橋 雅子

5. 概 要

別添のとおり

視 察 結 果 の 概 要

1. 佐賀県佐賀市

- ①市 制 施 行 平成17年10月1日
- ②人 口 227,070人 (令和6年5月31日現在)
- ③面 積 431.82km²
- ④一般会計当初予算規模 1,121億円
- ⑤財 政 力 指 数 0.64 (令和4年度)

〔市勢概要〕

佐賀市は、平成17年10月1日に佐賀市、諸富町、大和町、富士町および三瀬村が合併して誕生した。さらに平成19年10月1日には、川添町、東与賀町および久保田町と合併し、人口233,466人(令和2年国勢調査)、面積431.82平方キロメートルの市となった。

新しい佐賀市は、脊振山系の山ろく部の山林や清流、古代肥前の国の行政府跡「肥前国庁」、中心部の長崎街道に代表される歴史遺産や佐賀城公園、日本の近代化を先導した「幕末維新期の佐賀」の魅力を紹介している佐賀城本丸歴史館、筑後川にかかる昇開橋や佐賀平野に広がるクリークや田園風景、豊饒の海といわれる「有明海」など素晴らしい環境に恵まれている。特に観光面においては、山間部にある観光りんご園、温泉、また沿岸部における干潟の個性的な動植物など、多様な魅力を備えるまちとなっている。

また、平成27年5月には、渡り鳥のシギ・チドリ類飛来数日本一を誇り、紅葉する塩生生物「シチメンソウ」が自生する「東よか干潟」が、ラムサール条約湿地に登録され、平成27年7月には、日本初の実用蒸気船「凌風丸」が造られた「三重津海軍所跡」が、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」のひとつとして、世界文化遺産に登録された。

市民や地域が、それぞれの個性や魅力を発揮しながら、市の将来像として掲げている「豊かな自然とこどもの笑顔が輝くまち さが」の実現を目指している。

〔調査事項〕

佐賀駐屯地(仮称)設置に係る市の対応について

(事業概要)

【佐賀駐屯地（仮称）設置に係る工事の進捗状況について】

佐賀駐屯地（仮称）の工事は、令和7年7月完成予定であり、防衛省九州防衛局から佐賀市及び佐賀市議会に、進捗状況及びその内容について随時報告がある。今のところ、工期に遅れは生じていない。

【佐賀駐屯地（仮称）設置に係る佐賀市の対応について】

○佐賀空港の自衛隊使用要請の判断について

(1) 2つの判断の視点

- 1つ目は、「住民の生活を守る」、「安全・安心なまちをつくる」こと
- 2つ目は、安全保障環境が厳しさを増している中での、国防の重要性

(2) 受入れの判断

上記2つの視点から検討をした中で、駐屯地の設置及び運用による市民生活への影響等について立地自治体としてゆずることのできない8項目について、令和5年2月27日に防衛省と合意を得たため、受入れの判断をした。

○立地自治体としてゆずることのできない8項目の合意事項について

(令和5年2月27日防衛省と佐賀市間で、合意書締結)

- 1 米軍の佐賀空港利用について
- 2 オスプレイの安全対策について
- 3 駐屯地の設置について
- 4 駐屯地の設置及び運用に係る環境対策について
- 5 漁業、農業等へ配慮した万全の措置について
- 6 駐屯地の設置又は運用に伴う生活環境等の整備等について
- 7 地域社会との調和について
- 8 相談体制・協議体制の構築について

※詳細は、別添資料のとおり

○佐賀駐屯地（仮称）設置に係る特に注意すべき事項

佐賀空港に隣接する有明海には、日本一を誇る海苔の産地があり、産地を保全するための排水等

の問題に特に注意をしている。また、工事自体についても慎重な進捗が図られている。

○佐賀市から防衛省へ工事に対する要請と経過

住民の懸念の声から要望書を提出し、次のとおり改善等がされた。

(令和5年5月当初)

- ・24時間体制での工事や土砂等の運搬
- ・軟弱地盤や住宅地を経路とした騒音・振動が懸念される運搬経路と運搬時間

(令和5年6月6日 佐賀市から防衛省へ要請)

- ①夜間工事、夜間の土砂の運搬は行わない等、周辺的生活環境への十分な配慮をすること
- ②市民の生活環境・事業活動に影響が及ばない運搬経路にすること
- ③通勤通学時間における土砂等の運搬の中止
- ④工事車両の通行における交通安全対策の徹底と交通渋滞が発生しない適切な措置
- ⑤工事説明会の適切な開催と丁寧な説明
- ⑥市民からの苦情への迅速な対応

(関係機関による意見交換の結果 ※令和5年6月28日から計7回実施)

- ①夜間工事の時間が24時間体制から、建設工事のための土砂の運搬が22時までに変更となった。
- ②騒音・振動による住民への影響がないよう、運搬経路を変更した。
- ③運搬台数の見直しが行われ、台数が減少した。
- ④騒音・振動・交通渋滞のモニタリング調査の結果報告をすることになった。
- ⑤イベントへの配慮をすることとなった。

(防衛省に対し、引き続き、次の内容を要請)

- ①騒音・振動・交通渋滞のモニタリング調査の実施
- ②モニタリング調査結果の速やかな報告
- ③定期的な意見交換の実施

○駐屯地の運用について

防衛省に対し、121点の確認を行ったところ。今後の運用に関しては、住民の方々の意見を伺いながら、生活を守っていくにはどうしたらよいか、共存するにはどうしたらよいかを検討していく。

○佐賀駐屯地（仮称）の受入れの経緯

平成26年7月22日に防衛省から佐賀空港の自衛隊使用の要請があり、平成29年7月3日に佐賀県議会、12月19日に佐賀市議会で佐賀空港の陸上自衛隊配備に関する決議がなされる中、佐賀県と有明漁協で協議が行われた。また、平成30年8月24日に佐賀県で要請を受け入れる判断がされた。

令和4年11月1日に有明海漁協が佐賀空港の建設及び供用に伴う、公害防止協定覚書付属資料で、佐賀空港を自衛隊と共用できないとしていたところの考えを見直す決定をした。11月10日に防衛省から市長及び市議会議長に、公害防止協定覚書付属資料の見直しの報告及び自衛隊協力の要請があった。

佐賀空港の自衛隊使用に関する疑問点などの照会、住民説明会を経て、令和5年2月27日に井野防衛副大臣との会談を実施し、立地自治体として市民生活を鑑みたくうえて、ゆずることのできない8項目について、防衛省として責任をもってこれらの措置をしっかりと実行していきたいと回答があり、要請の受入れを判断した。

令和5年4月11日に佐賀市から防衛省に対し、駐屯地の工事及び物品購入等の発注について、市内企業への受注機会を求める要望書を提出した。

5月18日に有明海漁協と防衛省で不動産売買契約がなされ、6月12日に防衛省が駐屯地の工事に着手した。

○主な経緯

年 月 日	内 容
平成26年 7月22日	佐賀空港の自衛隊使用の要請〔防衛省・武田防衛副大臣〕
平成29年 7月 3日	佐賀空港の陸上自衛隊配備に関する決議〔佐賀県議会〕
12月19日	佐賀空港の陸上自衛隊配備に関する決議〔佐賀市議会〕
平成30年 8月24日	佐賀県として防衛省からの佐賀空港の自衛隊使用要請の受入れ判断〔佐賀県知事〕
令和 4年11月 1日	公害防止協定覚書付属資料の見直し (佐賀空港を自衛隊と共用できないとしていた考えを見直す) 〔有明海漁協／佐賀県〕
11月10日	公害防止協定覚書付属資料の見直しの報告及び自衛隊協力の要請 〔防衛省・井野防衛副大臣〕
12月13日	佐賀空港の自衛隊使用要請に関する疑問点等の照会(計3回) ※第2回目 R5.1.24、第3回目 R5.2.9〔佐賀市〕
12月25日	佐賀県民を対象とした説明会(計3回) ※第2回目 R4.12.26、第3回目 R4.12.27 〔防衛省・佐賀県主催／佐賀市協力〕
令和 5年 1月29日	川副校区住民を対象とした説明会〔防衛省主催／佐賀市協力〕

2月 5日	東予賀・諸富校区住民を対象とした説明会〔防衛省主催／佐賀市協力〕
2月27日	佐賀空港の自衛隊使用要請の受入れ判断〔佐賀市〕
4月11日	市内企業への受注機会の拡大に関する要望書の提出〔佐賀市〕
5月15日	有明海漁協理事会の開催（土地売却を決定）〔有明海漁協〕
5月17日	木更津駐屯地の視察（オスプレイの運用状況等を確認）〔佐賀市〕
5月18日	駐屯地予定地の不動産売買契約を締結〔有明海漁協／防衛省〕
6月 6日	（仮称）佐賀駐屯地の工事に関する要請書を提出〔佐賀市〕
6月 6日	佐賀駐屯地に関する工事説明会の開催（計3回） ※第2回目 R5. 6. 8、第3回目 R5. 6. 18 〔防衛省主催〕
6月12日	駐屯地工事着工〔防衛省〕 ※R5. 6. 19 から土砂運搬、7. 17 から夜間工事、R6. 4. 11 からコンクリート打設工事の開始
6月16日	ゆずることのできない8項目に関する合意事項等に関する意見交換 ※第2回：R5. 11. 21〔防衛省/佐賀市〕
6月16日	防衛省九州防衛局に対して、工事に関する要請書を提出〔佐賀市議会〕
6月20日	佐賀駐屯地の設置及び運営に関する意見書提出〔佐賀市議会〕
6月28日	駐屯地工事に係る意見交換〔防衛省、佐賀県、佐賀県警察本部、関係市〕 ※第2回：R5. 7、第3回：R5. 8、第4回：R5. 9、第4回：R5. 10、 第5回：R5. 10、第6回：R5. 12、第7回：R6. 3
7月 6日	防衛省九州防衛局に対して、工事に関する要請書を再度提出 〔佐賀市議会〕
12月 6日	防衛省に対して、オスプレイの安全性の確保に関する要請書を提出 〔佐賀市〕
12月20日	屋久島沖での米軍オスプレイ墜落事故に関する意見書提出 〔佐賀市議会〕
令和 6年 1月29日	佐賀市等に対し「佐賀空港建設に関する公害防止協定書」に基づく事前協議〔佐賀県〕
令和 6年 2月 9日	適切な公害防止対策の措置を確認し、佐賀県に回答〔佐賀市〕

〔主な質疑応答〕

Q1) オスプレイ配備にあたり、市民からの懸念の声がある場合、その内容、またどのように対応しているのか伺う。

A1) ①懸念の声の内容

佐賀空港の自衛隊使用要請の受入れ、オスプレイ等の事故、予防着陸等を受け、要望書や申入書の提出があった。要望書及び申入書の内容は、反戦平和、オスプレイの配備計画の撤回、オスプレイの安全性、住民説明会の開催、有明海への影響等である。

A1) ②懸念の声への対応

(1) 「オスプレイ配備」について

・佐賀空港の自衛隊使用要請については、2つの視点を踏まえて慎重に対応・検討を重ねた。1

つ目は、「住民の皆様の生活を守る」、「安全・安心なまちをつくる」という視点。2つ目は、国防についてであり、安全保障環境が厳しさを増している中で、国防の重要性についての視点。

- ・佐賀空港の自衛隊使用要請に関し、市民の生活や安全・安心の視点から、防衛省と佐賀県主催で、5回の住民説明会が開催された。佐賀市は協力。
- ・説明会や市議会等の意見等も踏まえ、防衛省に懸念や疑問点について、121点の質問を照会し、確認を行った。
- ・市民生活への影響等8項目について防衛省に確認を求め、井野防衛副大臣から合意事項として責任をもって実行していく旨の回答を得た。
- ・今後も引き続き、防衛省に対し合意事項を着実に履行し、しっかりと対応していくよう求めていく。

(2)「オスプレイの安全性」について

- ・オスプレイの運用に際して、安全性の確保は特に重要なものと考えているため、防衛省に対して、オスプレイの安全対策の徹底と万全の再発防止策、速やかな情報提供を求めている。
- ・防衛省から提供される情報については、市ホームページ等で、適宜、公表している。
- ・令和5年11月29日に発生した、鹿児島県屋久島沖における米軍オスプレイの事故については、防衛省に要請書を提出（令和5年12月6日）した。

Q2) 木更津市では、陸上自衛隊オスプレイの木更津駐屯地への暫定的な配備に係る同駐屯地の運用について、周辺住民の懸念事項等を収集し、対応方策を検討するための部会（区長部会及び漁業協同組合部会）を設置しましたが、佐賀市ではどのように対応されているのか伺う。

A2) 今後、周辺地域の生活環境の保全や補償に係る協議等を行うための協議会の設置を予定している。防衛省とも合意済み。協議会の目的や構成等については、今後、具体的に検討していく。現在のところ、周辺住民の懸念事項等は、防衛省及び佐賀県主催で開催された住民説明会で収集し、市議会等からの意見も踏まえ、佐賀市から防衛省に質問や疑問点を確認した。主な質問として、機体の安全性、排水対策、騒音、夜間飛行、米軍利用、有明海干潟への影響等があった。工事に関しては、九州防衛局が、自治会協議会や地元自治会に対し、説明を行ったほか、九州防衛局ホームページ内に、佐賀駐屯地工事に関する意見を受け付ける専用フォームを設け、更に、九州防衛局では、駐屯地工事に関する意見を24時間、電話で受け付けている。佐賀市からは、九州防衛局に対し、工事について、市民の良好な生活環境を維持し、安心・安全な生活が確保できるよう、要請書を提出した。住民からの主な意見は、土砂運搬ルート、運搬頻度、夜間運搬、騒音・振動・安全、交通渋滞等の懸念等である。

Q3) 令和5年7月時点で、工事状況は工程表のとおりで進んでいたと思うが、現在の進捗状況について伺う。

A3) 九州防衛局からは、令和7年7月の開設に向け、工事は予定通り進んでいると聞いている。具体的には、造成工事は3月末時点で、必要な土量80万m³のうち、約60万m³の土砂を搬入しているほか、隊庁舎や格納庫などの建築工事についても予定通り進捗している。

Q4-1) 報道によれば、令和6年4月13日に、佐賀空港への陸上自衛隊オスプレイ配備に反対する市民グループが駐屯地工事を止めるための抗議行動を実施し、九州防衛局は、当該日に土砂搬入の車両運行はしなかったとのことだが、これまでも抗議行動が繰り返されてきた中で、工事への影響など、同局から伺っていることがあれば伺う。

A4-1) これまで、工事現場での座り込みを伴う抗議行動は、令和6年1月27日、2月24日、3月20日、4月13日の計4回あったが、九州防衛局からは、現在のところ工事の進捗に大きな影響はないと聞いている。

Q4-2) 当該日に、抗議行動に反対するオスプレイ配備推進派と対立する場面があったとのことだが、このような市民団体に対する市の対応について伺う。

A4-2) 佐賀空港への陸上自衛隊オスプレイ配備に反対する市民グループと、抗議行動に反対するグループが対立する場面があったことは、報道により承知している。防衛省からは、必要に応じて警察に協力を仰ぎながら対応すると聞いている。本市は、これら市民団体に対して特に対応はしておらず、今後も状況を注視していく。

Q5) おびたしい数のクレーンが立っているが、工事内容は。

A5) 隊庁舎及び格納庫の工事の中での地盤の造成工事と聞いている。

Q6) 滑走路が共用されるということだが、造成や延長はないのか。

A6) 滑走路の供用に関して延長はないが、県は民間活用の1つとして延長を目指している。

Q7) 日米地位協定の第2条の4項のAは木更津駐屯地を利用する条項だが、佐賀空港は日米地位協定は適用するのか、それとも適用しないのか。またどのような懸念があるのか。

A7) 当初の要請は次の3点であり、米軍の利用について入っていた経緯があるが、県民の中で、沖縄の普天間飛行場が暫定的に佐賀空港に移転されるのではないかと懸念が広まり、米軍利用の取り下げとなった。

(当初の要請)

①オスプレイを佐賀空港に配備すること

②目達原駐屯地に配備されているヘリコプターを佐賀空港に配備すること

③沖縄の負担軽減のため、米海兵隊の訓練移転先として佐賀空港とすること

Q8) 前提として、木更津市での暫定配備の期間を5年としており、それを佐賀市への移転と考えているわけではなく、防衛省との約束で5年の間に木更津市から移転することとした中で、佐賀市に決まったということである。当初、公害防止協定が整わず進まなかったと見えたが、市長が変わったからか。

A8) 佐賀県と漁協との事前協議が整わず、佐賀市は立会人であるため、佐賀市が関わった判断ではなく、漁協の中で検討されたものであり、佐賀市の市長が変わったためではない。

Q9) 佐賀県議会で先に容認し、佐賀市ではなかなか意思決定がなされなかったが、公害防止協定覚書の中に入っている民間航空機以外は認めないとなっていた部分は、修正されたということによいか。

A9) 公害防止協定覚書は「自衛隊との共用はしない」と示されていたが、改めて「自衛隊と供することができる」と明文化されている。

Q10) 着陸料が決まる前に、佐賀県は漁業振興の中で大金を漁協に支出すると報道されたが、今でも有効か。

A10) 防衛省と佐賀県での防衛事項ということで、県が受け入れを判断したときに、防衛省の着陸料100億円、年間5億円×20年間支払うとされており、佐賀県が基金を創設することになっている。また、期間が終了したときは、改めて協議することになっており、今後も当然に実行されていくものと思う。

Q11) 防衛事項の中で、ゆずることのできない8項目の約束は問題なく進んでいるのか。また再度申し入れたことはあるか。特に4番の駐屯地の工事期間を含める進捗、5番の漁業、農業等へ配慮した万全な措置、6番の駐屯地設置に伴う生活環境等の整備等について伺う。

A11) 佐賀市が受け入れる中で、必ず守ってもらわなければならない事項であり、適宜確認をしている。要請書を出しているが、その他に防衛省と意見交換を重ね、改善を求めている。4番の工事は、土砂の運搬について住宅の多いところから少ないところへの運行ルートの変更、工事が24時間から22時までに変更となり深夜工事がなくなるなどの改善がされた。5番の漁業、農業は、特に海苔への影響に関する排水対策が懸念されており、漁業の求める排水対策のために防衛省と漁協が協議をしている。

Q12) バルーン大会への懸念とはどういうことか。

A12) バルーン大会での気球は風によって飛行し、一定の飛行エリアが必要であるため、自衛隊の飛行と重ならないように対応してほしいとしている。現在のところ、民間機の飛行エリアと変わ

らないとされているので、影響はないものと考えているが、しっかり対応してほしいと求めている。

Q13) 工事が始まっている中で、苦情相談窓口や協議会は設置されているのか。

A13) 工事に関する苦情相談窓口は、防衛省のHPの中や24時間電話で受け付ける相談窓口が設置されている。木更津市がすでに設置している運用に関する協議会や部会は、今後設置の予定をしている。現時点で具体的なことの検討には至っていない。

Q14) 木更津市に陸上自衛隊の1機目が来たのが令和2年7月10日、5年目は令和7年7月10日であり、防衛省や佐賀市のご理解で突貫工事が進んでいるところだが、目達原駐屯地にある第一戦闘ヘリコプター隊等から移設される機数などの情報はあるのか。

A14) オスプレイ17機と、目達原駐屯地からヘリコプター50機が移設されると聞いている。まずは、オスプレイの移設を受け入れられるように対応している。

Q15) 目達原基地からの移設のスケジュールは。

A15) 目達原基地からの移設は、まだ聞いていない。

Q16) 佐賀空港の民間利用はどのくらいか。

A16) 国内線が5便/日、上海便2往復/週、ソウル便4往復/週、台北便2往復/週である。

Q17) 佐賀空港の利用は、伸びているのでは。

A17) 利用は伸びていると聞いている。福岡空港の利用も伸びている。福岡の南部地区の利用も増えており、駐車場が無料であることも要因である。また、来年度、羽田空港の枠の見直しが予定されている中で、佐賀空港の利用増も図っていきたい。

Q18) 木更津市でオスプレイが、1日40回くらい飛行しているときがある。オスプレイと併せ、目達原駐屯地から50機のヘリコプターが移設されると、民間空港との共用が難しくなるのではないかと思うが、そのような想定はしているか。

A18) 県でも、佐賀空港の未来像として民間空港の利活用を含め、防衛省に民間空港の使用に影響を与えないということで確認はしている。県は、民間空港としての滑走路延長も考えている。

Q19) オスプレイが来た後の管制圏は。

A19) 現在は情報圏であり、オスプレイが来た後は、国土交通省の管制圏になると聞いている。

※航空交通管制圏とは、航空交通の安全のために国土交通大臣が指定される航空機の離着陸が頻繁に実施される空港等付近の上空の空域。主として、飛行場管制業務が提供される。航空情報圏とは、航空交通管制圏が設定される空港等以外で、航空交通の安全のために告示で指定される空港等付近の上空の空域。

Q20) 防衛施設を受け入れたことにより、地域経済が潤うことは市民の中でも重要であると考えている。

令和5年4月11日に佐賀市が、市内企業への受注機会の拡大に関する要望書を提出しているが、工事関係が配慮されたのか伺う。

A20) 要望書の中で、落札の方法を総合評価型の中の地域評価型として、工事に関して地域で実績のある企業に加点をする方法を要望しており、取り入れられると聞いている。その他、要望書以前に決まっていたことではあるが、工事は大規模で、特殊な工事であるためにJV（共同企業体3社）で実施している中で、うち1社が市内業者である。

Q21) コノシロ漁への影響調査を実施したと思うが、その後の情報について伺う。（※コノシロは出世魚で、稚魚からの順は、シンコ→コノシロ→コハダ）

A21) 平成29年と令和元年に調査している。令和元年の調査では、陸自のCH47がコハダの群れの上空を飛行する調査をし、防衛省としては行動の変化を示すが、時期によるものは個体の成長の度合いによって反応が異なり、完全に運用から予測することは困難であるとされた。

Q22) 漁協はその結果を受け、納得したのか。

A22) 現時点で、意見を唱えているとは聞いていない。

Q23) 目達原駐屯地は、引っ越しではないのか。目達原にも滑走路はあるのか。オスプレイも離着陸はできるのか。

A23) ヘリが離着陸する滑走路はある。しかしながら、オスプレイが固定翼のときにどうなるのかという検討の必要はある。

Q24) 当初防衛省から示されていた南側の場周経路はそのままか。また、北側にも場周経路が示されていたと思うが、どのような説明になっているか。

A24) 基本的には南側を通るが、天候等によりどうしても飛行できない場合は、北側を利用すると聞いている。

Q25) 日常の訓練は、北側のルートは飛行しないということか。木更津市でもオスプレイが暫定配備される際に、有視界の場合は南側ルートであり、計器飛行の場合は国交省が設定した北側ルートと説明は受けている。佐賀空港の場合は、南側は実線で、北側は破線であり佐賀市役所上空あたりであったと思うがいかがか。

A25) 基本的には南側を飛行する。一定の高さまで上がった場合は、どこに行くかは分からないことになっている。

Q26) 木更津市でいえば、自衛隊との協力体制の中で駐屯地内のイベント等を実施している。基本的には県の業務であると思うが、騒音苦情は佐賀市に寄せられているのか、県に寄せられて佐

賀市と共有しているのか。

A26) 県営空港であるので、設置者である県が対応すべきものとして県が対応していると聞いている。今後、自衛隊機が飛行することになれば騒音も懸念されるため、県任せではなく、佐賀市としても状況を確認していく必要があると考えている。現在、民間空港として騒音の内容は県が調査をしているようであり、公表をしている。今後、どうしていくかということは市として確認していく必要があると思う。

Q27) 木更津市では、オスプレイでなくても航空機が通ったとき、話し声が聞こえないような状況がある。また、日常会話の中で夜間も飛行しているとの話もある。今後、佐賀市にも意見が寄せられるものと思う。防衛省や県と具体的な対応などの予定はあるか。基地ができてからでないと対応できないのか。

A27) 目達原に1機あったオスプレイと熊本に1機あったオスプレイが木更津に帰還している。佐賀空港周辺に住宅がなく、防衛省の調査結果では、第1騒音と位置付けられるような騒音はないとされている。実際に配備されたときの状況や対応は、木更津市に教えていただきたい。

2. 佐賀空港

〔調査事項〕

(仮称) 佐賀駐屯地 (仮称) について

(事業概要)

【(仮称) 佐賀駐屯地設置に係る工事状況及び佐賀空港の現状について】

5月9日の佐賀市での説明を参考に、佐賀空港の屋上展望台から、佐賀駐屯地 (仮称) 設置に係る工事の状況を見学した。特に説明員はなし。

佐賀駐屯地 (仮称) 設置に係る工事現場では、20機程度のクレーンが立ち、ダンプトラックが往来し、昨日の説明による造成工事を行っている様子。佐賀空港の民間機の滑走路は、1本である。周辺に、住宅地はなく、小麦畑が広がっている。

〔各委員の考察 (1. 佐賀県佐賀市 / 2. 佐賀空港)〕

令和7年7月を期限として、木更津駐屯地に暫定配備されているオスプレイが予定どおり佐賀駐屯地に配備可能かを確認する目的で視察に伺った。佐賀駐屯地の工事の進捗状況については、九州防衛局から定期的に佐賀市に報告をしており、現時点で遅れは出ていないとのことであった。実際の工事現場でも、多くの大型クレーンが稼働しており、急ピッ

チで工事が進められている印象を受けた。しかしながら、令和5年5月時点での当初計画では、24時間体制で工事を実施する予定であったが、地元住民から、夜間の工事車両による騒音や事故の懸念から、佐賀市は防衛省に対して要望書を提出した。その結果、同年6月から建設工事のための土砂の運搬が22時までに変更となったことなどから、期限内に工事が完了するのか懸念が払えないと感じた。工事の進捗によっては、暫定配備期間の終了が決定していても、防衛省から暫定配備の延長依頼が示される可能性も想定し、木更津市の対応も場当たりのではなく、先を見据えた方向性を早期に確認し、決定するべきだと強く感じた。

佐賀駐屯地の建設地は、まわりに住宅地はなく、騒音の被害や危険を与える範囲は木更津市と比べると低いものと推察する。しかし、駐屯地の建設及び自衛隊の活動に伴う排水処理は注意をしているとはいえ、漁業、農業等への影響が懸念される。過去に2回行ったコノシロ漁に対する調査結果と現状の漁協の懸念を聞いたが、これについては影響の有無ははっきりしていないとのこと、また漁協もこのことについては懸念を示していないとのことであったが、漁業等に影響がないように工事を進めてもらいたいと感じた。

オスプレイの安全性の確保については、令和5年11月の屋久島沖での墜落死亡事故を受け、佐賀市は市長名で書面要請書を提出している。木更津市は、米軍や防衛省への申し入れは口頭要請のみであり、事故を受けて間髪を入れずに要請するのは大事だが、時間が少しかかっても書面で記録を残すことは必要であると感じた。

合意事項の締結について(ゆずることのできない8項目)、佐賀市は「住民の生活を守る、安心安全を守る、国防の重要性」を基本に掲げたうえで、ゆずることのできない8項目について防衛省との合意事項となったため、受け入れを決めたとの話しから、何としても市民を守るとの強い意志が感じられた。佐賀駐屯地は木更津駐屯地とは違い側近に住宅地はないが、防衛省が工事に関する相談体制として苦情窓口を24時間ホームページで受け付けているほか、電話相談も開設しており、木更津駐屯地も防衛省や県などの対応が十分なのか検証したいと感じた。

公害防止協定に従前記されていた、佐賀空港は民間以外の利用を認めない旨の記載は、現段階で完全にクリアとなり、自衛隊機の利用を認めるよう合意ができていることが確認できた。防衛施設を受け入れたことによるメリットとして、例えば地域経済に多少とも寄与できるのなら市民の理解も深まると考える。佐賀市は市内企業への受注機会の拡大に関する要望書を、それだけに特化して書面提出している。木更津市議会では、毎年提出して

いる要望書に数年前から同趣旨の内容を項目に入れているが、木更津市としても研究してほしいと感じた。

今後も様々な課題が生じる可能性があるため、国のためにできる限り協力をしていきたいという思いを新たにしたところであり、本市においても引き続き関係者との協力体制の構築に努めていくことに期待する。

合 意 事 項

防衛省と佐賀市は、陸上自衛隊のティルト・ローター機V-22オスプレイ（以下「オスプレイ」という。）による佐賀空港の利用及び佐賀駐屯地（仮称。以下「駐屯地」という。）の開設に関し、佐賀市民の良好な生活環境の保全のため、次のとおり合意する。

1 米軍の佐賀空港利用について

- (1) 防衛省と佐賀市は、駐屯地における米軍の常駐計画はないことを確認する。
- (2) 防衛省は、米軍の佐賀空港の利用を検討する場合でも、全国の他の空港と横並びの中で活用を考慮することとし、佐賀空港の利用に当たっては、佐賀市の理解が得られるよう、地元の懸念をしっかりと受け止め、十分な説明を行うなど、真摯に対応する。

2 オスプレイの安全対策について

- (1) 防衛省は、オスプレイの安全性に関する情報その他の重要な情報等について、佐賀市に対し、速やかに提供するとともに、円滑な情報共有のための連絡体制を構築する。
- (2) オスプレイの事故等重大事案が発生した場合には、防衛省は佐賀市に対し、迅速な情報の提供を行うとともに、事故原因の究明、再発防止策の確立等の安全対策を徹底し、損失又は損害が生じた場合には、関係法令に基づき補償措置等を講じ、その内容を速やかに佐賀市に報告する。

3 駐屯地の設置について

- (1) 防衛省は、地権者の意向を踏まえ、一方的に土地を収用しない。
- (2) 防衛省は、部隊運用に必要となる施設を33ヘクタールの範囲内に配置する。

4 駐屯地の設置及び運用に係る環境対策について

- (1) 防衛省は、駐屯地設置に係る工事期間を含め、設置及び運用に当たり、事前に防衛省が実施した大気質、騒音・振動、水質等に係る環境現況調査を踏まえ、周辺環境に十分な配慮を行う。
- (2) 前号の環境現況調査及びモニタリング調査を行う中で、工事実施前と比較して周辺環境に変化が確認された場合は、防衛省は、必要に応じ、東よか干潟の特性を踏まえ調査範囲を広げるなどした上で、その原因を究明し、対策を講ずる。

5 漁業、農業等へ配慮した万全の措置について

- (1) 防衛省は、駐屯地の建設及び自衛隊の活動に伴う排水の処理について、有明海及び漁業に影響が出ないように万全を尽くすとともに、周辺の農地の排水等周辺地域の環境及び安全に配慮した万全の措置を講ずる。
- (2) 駐屯地の設置又は運用が原因で漁業、農業その他の事業に損失又は損害が生じた場合、防衛省は、関係法令に基づいて補償措置等を講ずるとともに、必要に応じ運用の改善を講ずるなど適切に対応する。
- (3) 防衛省は、前号の損失又は損害が生じた場合、第8項第4号の協議会において適宜報告する。

6 駐屯地の設置又は運用に伴う生活環境等の整備等について

佐賀市は、駐屯地の設置又は運用が、市民の生活環境、周辺地域の開発に及ぼす影響等を考慮し、地域の発展について特に配慮することを防衛省に求める。防衛省は、佐賀市の申し入れを踏まえ、他の防衛施設における取り扱いも踏まえつつ、関係規則に基づき、生活環境等の整備について必要な措置を講ずることを検討する。

7 地域社会との調和について

駐屯地に配備される自衛隊は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、バルーン大会をはじめとした地域の行事を尊重し、地域社会及び地域の発展へ貢献するとともに、地域社会との調和を図るものとする。

8 相談体制・協議体制の構築について

- (1) 防衛省は、駐屯地の設置又は運用に伴う苦情・相談窓口を設置し、佐賀市に対し、その対応結果を定期的に報告する。
- (2) 防衛省は、駐屯地の建設に当たり、佐賀市に対し、施設配置計画及び工事の進捗状況について報告する。
- (3) 防衛省は、市民の不安解消に資するため、駐屯地に係る夜間飛行の訓練情報等について、佐賀市に一定期間前に提供する。
- (4) 防衛省と佐賀市は、騒音、排水、道路交通、治安等周辺地域の生活環境の保全及び補償に係る協議、報告等を行うため、防衛省、佐賀市等で構成する協議会を設置する。

令和5年2月27日

九州防衛局長 伊藤 哲也

佐賀市
佐賀市長 坂井 英隆

